

## 議第 8 8 号

三島市下水道条例の一部を改正する条例案

三島市下水道条例（昭和51年三島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「10円」を「1円」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

### 別表（第16条関係）

#### 1 使用期当たりの使用料の額

汚水の量による区分		使用料
基本料金	0立方メートルから20立方メートルまでの分	2,252円
従量料金 （1立方 メートル につき）	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	129円20銭
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	144円60銭
	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	161円20銭
	100立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	180円40銭
	1,000立方メートルを超える分	199円60銭

別表備考1中「10円」を「1円」に改め、同表備考3中「1,760円」を「2,252円」に、「88円」を「112円60銭」に改める。

### 附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第16条の2第1項及び別表の規定は、令和6年6月1日以後に支払いを受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る下水道使用料について適用し、同日前に支払いを受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

令和5年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士